

事業承継のトラブルの種「準共有」

相続人が結託すれば会社存続の危機に

相続が発生した時、遺産分割協議が終わるまでの相続財産は、原則として相続人らが共有する状態になります。これを民法では「準共有」といいます。分割協議がスムーズに終わればよいが、相続人の間で同意が得られず協議が終わらないと、いつまで経っても相続財産は準共有の状態となってしまいます。

この準共有が大きなトラブルの種になるのが、事業承継に当たっての自社株の引き継ぎです。例えば死亡した先代社長が900株を持っていたとします。相続人が3人の子だけで、遺言がなければ900株は3人の準共有状態となります。準共有なので、遺産分割協議が終わるまで、900株は「法定相続分に沿ってそれぞれが300株ずつ持ち合う」のではなく、1株1株がそれぞれ「3人の共有」状態となります。そして準共有となった株式の議決権は、「その権利行使の決定方法を、過半数をもってこれを決する」と規定されています。つまり後継者以外の複数の相続人が結託すれば「全株式の過半数」を得て、全議決権を持つこともあり得るのです。

実際に遺言を残さずに先代社長が、死亡してしまったため、後継者ではない次男と三男が結託して全株式の議決権をネタに長男を脅した事例もあります。長男は議決権を得る引き換えとして、二人に法定相続分を大幅に超える相続財産を譲らざるを得なかったといえます。

こうした事態を未然に防ぐためには、何はなくとも先代がしっかりしているうちに遺言を残しておくべきなの言うまでもありません。最低でも遺留分を考慮に入れた遺産分割を遺言で指示しておけば、トラブルは大きくならなかったはず。さらに言えば、そもそも生前のうちに後継者に自社株を譲っておけば、自社株の散逸リスクは防止できたでしょう。

出典：納税通信

ベイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。どうぞお気軽にお問い合わせください。

横浜駅前相続サポートセンター 0120-045-513

4/18(木)開催 無料セミナー

「SDGs 経営と M&A が繋ぐ 100 年企業」

日本国内には、世界の「100年企業」の40%が存在しています。これらの企業は、長期的なビジョンと戦略に基づいて、イノベーションを追求し、持続可能な価値を提供しています。つまり、彼らはSDGs(持続可能な開発目標)に則したビジネスを行うことで、100年以上にわたって繁栄してきていると言えるのではないのでしょうか。

「100年企業」を目指す際に重要となるのは、次世代への継承です。家族や企業内で後継者を見つけるだけでなく、M&A(合併・買収)という第三者からの承継も重要な選択肢です。M&Aは、単に事業の継続だけでなく、事業の拡大による価値の向上を通じて、強固な企業を構築する要素となります。

このセミナーでは、SDGsの最近動向や、将来の社員や顧客層である若者の意識の変化、そしてM&Aを活用した企業の成長戦略について、具体的な事例を交えてご紹介します。

皆様のお申し込みを、心よりお待ちしております。

■日程

2024年4月18日(木) 16:00~17:30

■プログラム

第1部 SDGs 経営と M&A が繋ぐ 100 年企業

第2部 M&A を通じた SDGs への貢献

■受講方法

オンライン (Zoom)

■セミナー詳細

https://www.bayhills.co.jp/boaf_seminar_work_20240/

■お申込み (URL・QRコードでお申し込みください)

<https://ws.formzu.net/dist/S90005096/>

■主催

株式会社ストライク

一般社団法人 SDGs・ESG 経営コンソーシアム

■お問い合わせ

(一社)SDGs・ESG 経営コンソーシアム事務局

(ベイヒルズ税理士法人内)担当:海老原

〒221-005 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階

TEL:045-450-6701 FAX:045-450-6706

